沼津市週休2日制工事試行要領Q&A

- Q1 なぜ週休2日制工事を試行することとしたのか。
- A1 建設業界においては、長時間労働の常態化が課題となっており、建設業における働き方改革の一環として、改正労働基準法施行の5年後である令和6年4月から罰則付き時間外労働規制が適用されることとなりました。本市においても、若手技術者等の確保・育成を図り、持続的な建設業の育成を図るため、週休2日の確保により建設現場の就労環境の改善を図るものです。
- Q2 対象工事選定に当たっての金額要件はあるか。
- A 2 現在のところ試行段階であるため、金額要件はありません。しかしながら、発注者、 受注者とも週休2日確保に向け体制等を整える必要があることから、なるべく多く試行 していきたいと考えています。
- Q3 対象工事を積算基準書により積算した工事とした理由は何か。
- A3 工事の発注にあたっては、それぞれの標準積算基準書に基づいて積算していますが、 中には見積書等を活用することで積算する工事もあります。これらの工事については週 休2日を達成しても補正が難しいため、あらかじめ対象から除くこととしています。
- Q4 十分な工期とはどの程度のことか。
- A 4 週休2日制工事を実施するに当たって十分に確保できる工期のことです。設計段階で週休2日を確保できない工事は週休2日制工事の対象からあらかじめ除きます。
- Q5 施工に必要な実日数が、概ね1か月以上の工事を対象としている理由は何か。
- A 5 週休2日は4週8休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態であること から、実日数が概ね1か月未満である工事は対象外としています。
- Q6 工程が現場条件に大きく制約される工事とはどのような工事があげられるか。
- A 6 関係機関や地元との協議、他工事との調整など工程に大きく影響すると考えられる 工事を想定しています。
- Q7 工事完成日に定めがある工事とはどのような工事があげられるか。
- A7 すでに供用開始日が公表されるなど、工期延長が難しい工事を想定しています。
- Q8 「準備期間」、「後片付け期間」の具体的な定義はあるか。
- A8 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間で、後片付け期間と

は、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。

準備期間

施工に先立って行う現場事務所の設置、現場代理人による現地測量等はこの期間に 含む。

後片付け期間

自主検査や清掃等はこの期間に含む。足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間は 含まない。

- Q9 休日設定をする際に、祝日はどのように扱うのか。
- A9 週休2日制工事は祝日がある場合でも、4週間のうち8日(または7日、6日)間以上の休日を確保できたか確認するものであり、祝日を休日とするか否かは問いません。
- Q10 休日の定義はどのようになるのか。
- A10 週休2日制工事の休日は、現場工事の作業を一切行わないことを言います。労務者による作業等のほか、元請技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、施工監理に関する書類作成等の事務作業も含みます。
- Q11 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。
- A11 原則1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5には閉所として取り扱いません。
- Q12 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようになるか。仮に金曜日 22 時から土曜に 6 時まで施工した場合はどのようになるか。
- A12 金曜日22時から土曜日6時までの施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜日出勤とはみなしません。
- Q13 閉所日には会社(本社・営業所等)や他の現場もすべて休む必要があるか。
- A13 週休2日制における現場閉所については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。
- Q14 当該現場の閉所日に、作業員や下請業者が他の工事現場で働くことは認められるか。
- A14 作業員や下請業者が閉所日に他の現場に従事することについては制限していません。
- Q15 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をすることは認められるか。
- A15 閉所日に当該現場以外(会社等)で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められている他の現場に従事することについては制限していません。

Q16 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分ければよいか。

A16 予算措置の状況や工程に遅延が生じる可能性のある工事は受注者希望型を選択するなど、発注する工事の状況により使い分け、発注する際に、入札公告等に記載します。

【工程関係】

現場条件により施工方法や施工時間が制限される可能性がある工事

【用地関係】

資機材置き場用の用地を借地する必要があり、借地交渉に期間を要する可能性がある工事

【工事用道路関係】

工事用道路に一般道を使用するなど、使用時間帯の制限等がある工事

【工事支障物件等】

電柱やマンホールなどの占用物件があり、移設協議等に期間を要する可能性がある 工事

- Q17 受注者希望型の場合、週休2日工事を適用するまでの具体的な流れはどうか。
- A17 契約後、受注者が週休2日工事を希望する場合は、対象期間開始前までに受発注者協議を行い、双方同意の上、適用することとなります。その後、現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出してください。
- Q18 すでに施工中の工事において、受注者より週休2日制工事を実施したい旨の申出が あった場合どうすればよいか。
- A18 対象期間開始前までに協議することとなっているため、適用対象外とします。
- Q19 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取り 扱いはどうなるか。
- A19 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所(当日作業開始前に判断した場合を含む。)し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。
- Q20 その建設現場以外(他工事現場、受注者の社屋等)で勤務した場合の取り扱いはどうなるか。
- A20 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として取り扱います。

- Q21 着工当初の余裕のある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日を確保することも可能か。
- A21 対象期間全体で休日の確保状況が基準以上となれば休日を確保したこととしますが、 休日は4週を1単位として平均的に取得するように配慮してください。なお、夏季休暇 (3日間)、年末年始休暇(6日間)は週休2日の休日とは別の休暇となります。
- Q22 休日予定日が自然災害等により作業が発生した場合、振替休日を取得する必要はあるか。
- A22 原則、振替休日を取得することとします。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的な事故対策としてやむを得ず緊急に作業した場合で、振替休日が取得できなかったときは、振替休日の未取得日として考慮する必要はありません。
- Q23 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなってしまった。これを理由 に工期延長は認められるか。
- A23 週休2日を確保したことを理由とした工期延長は認めません。工期延長は設計変更 事務取扱要領に該当する場合に限り認められることとなります。なお、工期延長する場合 は週休2日確保を前提とした工期を確保することとなります。
- Q24 土木工事では、共通仮設費、現場管理費及び機械経費(賃料)についても補正を行う こととしているが、営繕工事では労務費補正に限るのはなぜか。
- A24 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっており、これらの経費については、週休2日を前提とした工期で設定するため、補正しません。
- Q25 港湾5職種(高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)、工場製作工、 業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。
- A25 補正対象外とします。週休2日を確保した労務単価と考えられるため、労務費の補正 は行いません。
- Q26 実績表はいつ提出すればよいか。
- A26 工事完成の後、後片付け期間中に提出することになります。
- Q27 週休2日制工事を受注したが、未達成となってしまった場合、ペナルティはあるか。 A27 工事成績評定や入札参加資格などのペナルティはありません。

- Q28 工事成績評定を加減点しない理由は。
- A28 週休2日制工事は、建設現場の就労環境の改善に向け、受注者が自発的に週休2日確保に向け取り組むことを期待しているものです。現在のところ試行的取り組みであり、工事担当課長の選定により対象工事が決定されます。対象工事により成績の上限が変わってしまうことから、試行段階においては、工事成績評定は加減点しないこととしています。
- Q29 実績表に虚偽が発覚した場合はどうなるか。
- A29 虚偽が発覚した場合は、入札参加停止や対象工事の工事成績評定の減点対象となります。